

## 消防水利指定承諾書

年 月 日

海老名市消防長 殿

所有者（管理者・占有者）

住 所

氏 名

Ⓜ

消防法第21条の規定を理解のうえで、次の施設が消防水利として指定されることを承認します。

- 1 設置場所 海老名市
- 2 水利種別
- 3 貯水量  $m^3$
- 4 水利基数 基
- 5 その他 アルミ製標識付

(参 考)

消防法第21条

- 1 消防長又は消防署長は、池、泉水、井戸、水槽、その他消防の用に供し得る水利について、その所有者、管理者又は占有者の承諾を得て、これを消防水利に指定して常時使用可能の状態に置くことができる。
- 2 前項の水利を変更、撤去、又は使用不可能の状態に置こうとする者は、予め所轄消防長又は、消防署長に届けなければならない。